

# 令和6年度当初予算の概算要求の概要 (乳用牛関係)

畜産局畜産振興課

令和5年9月

**農林水産省**



# ○ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち家畜改良の推進等

【令和6年度予算概算要求額 586（404）百万円】

## <対策のポイント>

肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化や繁殖肥育一貫経営生産、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の支援により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

## <事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 生乳生産量：728万t→780万t
- 牛肉生産量：33万t→40万t
- 豚肉生産量：90万t→92万t
- 鶏肉生産量：160万t→170万t
- 鶏卵生産量：263万t→264万t

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 家畜能力等向上強化推進

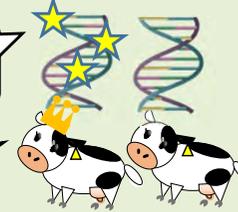
遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

### 1. 家畜能力等の向上強化

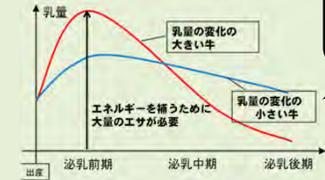
・遺伝子解析技術による評価手法

特定の能力と関連のある塩基配列をどれだけ多く含むか比較

高能力牛と推定



・生涯生産性の向上



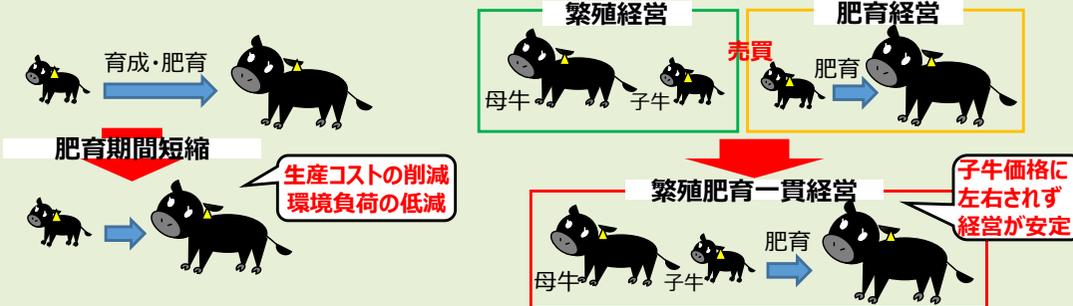
濃厚飼料の削減につながる乳量変動の小さい牛へ改良

### 2. 肥育期間の短縮・出荷時期の早期化等支援

肉用牛生産の繁殖基盤の強化を図るため、以下の取組等を支援します。

- ① 肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するための
  - ア 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組
  - イ 早期出荷牛肉の品質評価、認知度向上、理解醸成等を図る取組
- ② 肉用牛経営における繁殖肥育一貫生産体制を普及啓発する取組

### 2. 肥育期間の短縮・出荷時期の早期化等



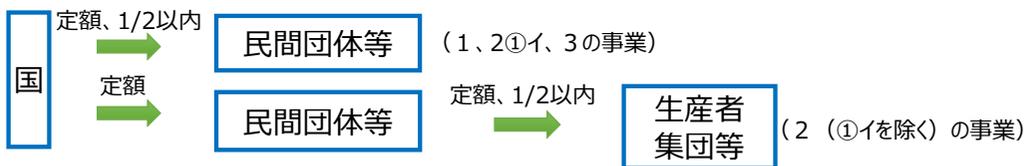
### 3. 和牛の信頼確保対策

我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

### 3. 和子牛の遺伝子型の検査



## <事業の流れ>



お問い合わせ先 (2①イを除く事業) 畜産局畜産振興課 (03-6744-2587)  
 (2①イの事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

# ○ 畜産経営体生産性向上対策

【令和6年度予算概算要求額 829（750）百万円】

## <対策のポイント>

酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入や、それらの機器等により得られる生産情報等を畜産経営の改善のために集約し、活用するための体制整備等を支援します。

## <事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 生乳生産量：728万t→780万t
- 牛肉生産量：33万t→40万t

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 畜産経営の生産性向上対策

畜産経営の省力化により生産性向上を図るため、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械を導入する取組を支援します。

#### 1. 畜産経営の生産性向上対策

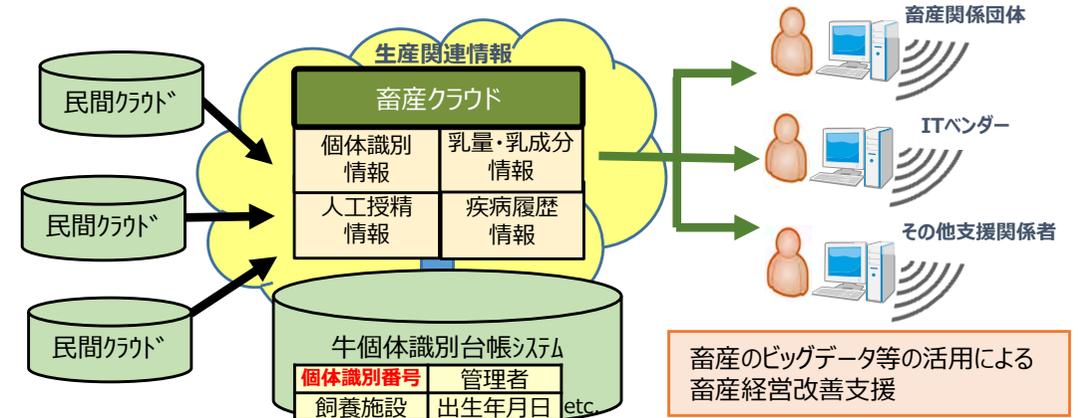
省力化により生産性向上につながる機械・装置（各種データ取得が可能）の導入を支援



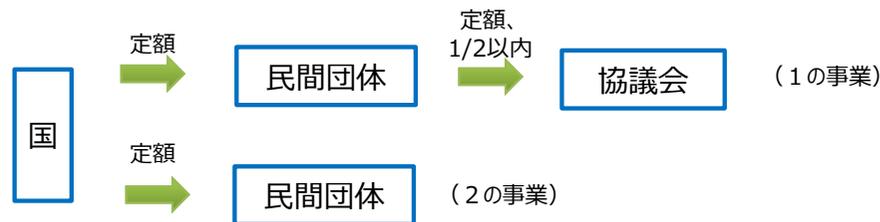
#### 2. 畜産のビッグデータ等の活用に向けた体制整備

畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援します。

#### 2. 畜産データ活用体制整備事業



## <事業の流れ>



## <対策のポイント>

畜産物の一層の輸出拡大を図るため、**アニマルウェルフェア（AW）の水準を国際水準に引き上げ、AWに配慮した飼養管理の普及・定着化を推進**するとともに、輸出先国で食品安全等の問題が検出された場合の**全面輸入禁止を回避するための速やかな原因究明を可能とする体制を整備することとし、生産工程管理のトレースが条件となっている畜産GAPを普及拡大**させる取組に支援します。

## <政策目標>

AWに配慮した飼養管理の普及・定着化を通じた国産畜産物に対する評価の向上

### <事業の内容>

#### 1. アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進

AWに配慮した飼養管理の普及拡大を図るため、新たな国の飼養管理指針（畜産局長通知）の普及・定着を推進するため、**生産者団体等によるAWに配慮した飼養管理の改善の検討等の取組を支援**するとともに、**民間団体による科学的知見の収集等に必要**な取組を支援します。

#### 2. アニマルウェルフェア強化型畜産GAP認証取得推進

##### ① 畜産GAP認証審査支援

畜産GAPの認証取得拡大を図るため、**家畜防疫強化の観点等から審査体制を強化するため審査員の増員等に必要**な取組を支援します。

##### ② 畜産GAP認証拡大支援

国内の実需者等に対する**GAP畜産物のニーズ調査、認知度向上のための検討会、我が国の畜産物の輸出拡大のため、相手国が求めるAWの認証の準備を進めるための調査・検討等に必要**な取組を支援します。

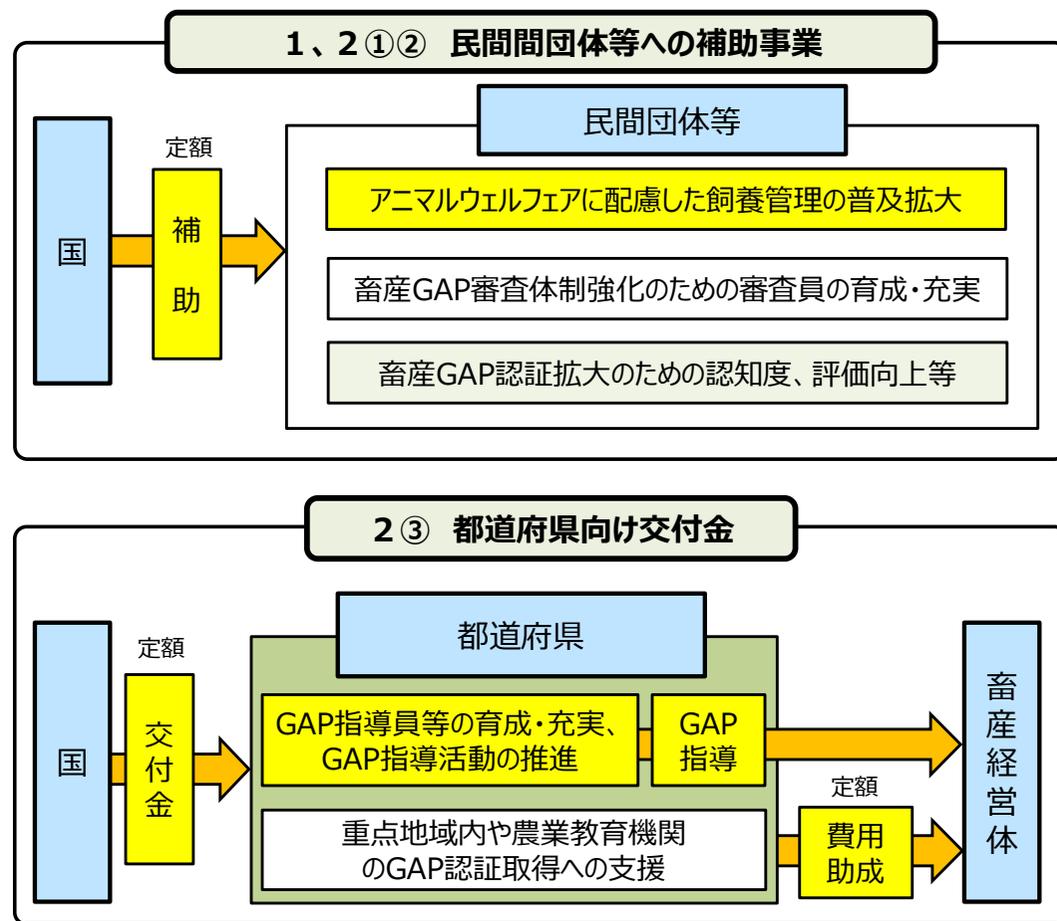
##### ③ 畜産GAP拡大推進加速化交付金

地域の実情に応じて畜産GAPの取組や認証取得が加速的に進展するよう、**指導員の育成から指導員による経営体の指導及び重点地域や農業教育機関の畜産GAP認証取得など都道府県の取組に対し、交付金により機動的に支援**します。

## <事業の流れ>



### <事業イメージ>





# アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について

～ 乳用牛を中心に ～



令和5年9月

農林水産省 畜産局 畜産振興課



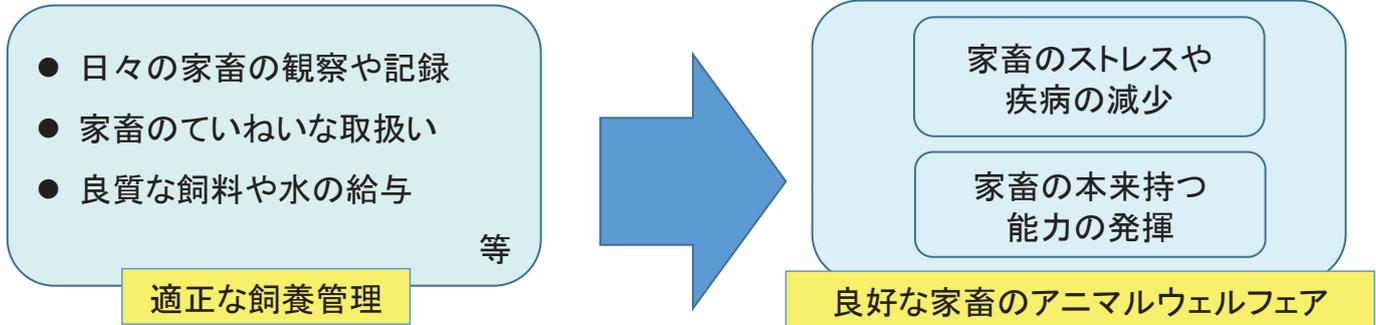
## 1 アニマルウェルフェアの基本的な考え方について

# 家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (WOAH)※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

○「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義されている。

○「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。



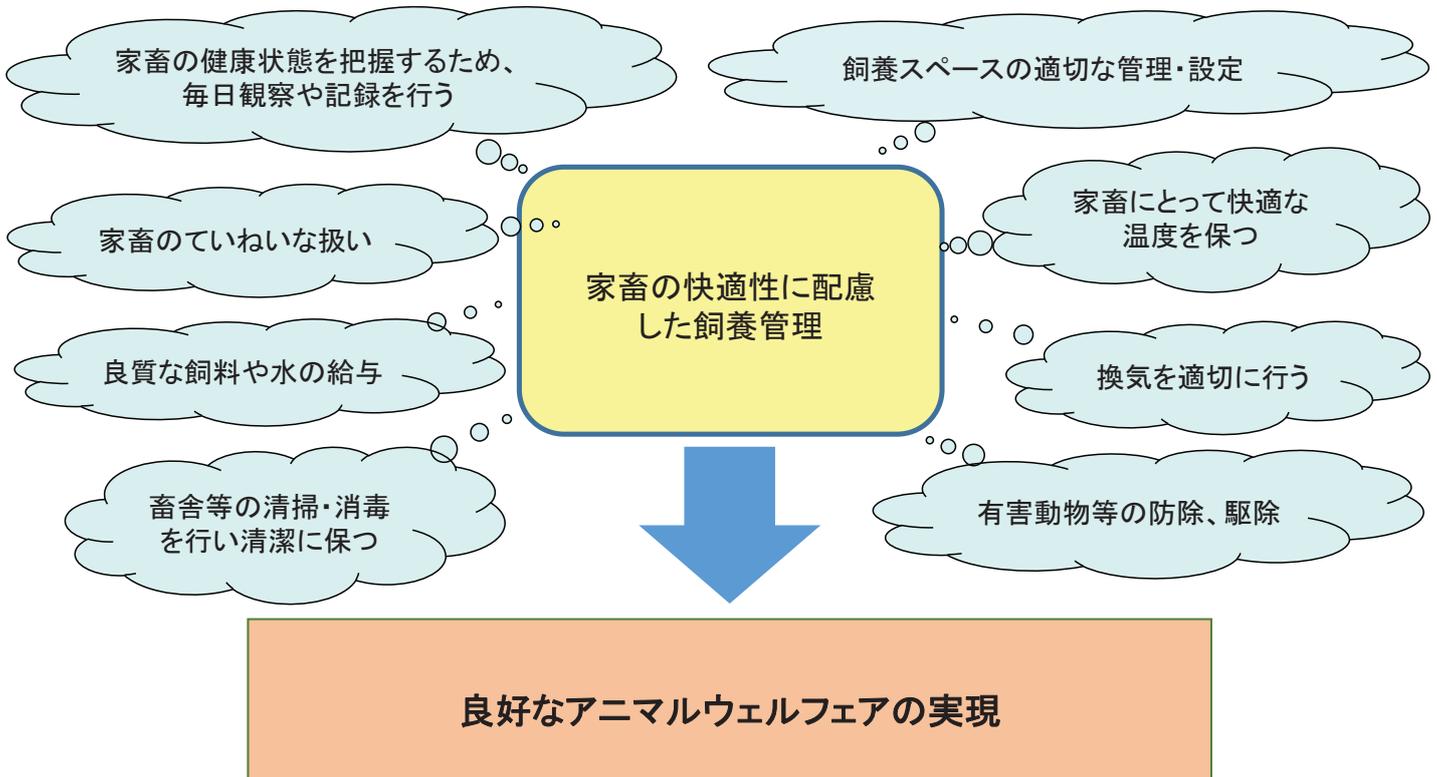
「5つの自由」とは、

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関  
これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

## アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理のポイント

○ アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。



## 【現場での実践例】 飢え、渇き、栄養不良からの自由

- 清潔で新鮮な水の給与と適切な栄養管理を行うことが大切。
- 適切な栄養状態を維持するためには、家畜の毎日の観察が大切。

### 具体例



草食動物への良質な牧草の給与  
自動給餌機による適切な飼料給与



健康状態を保つため、飼槽や  
水槽のチェックと清掃



群内の争いを極力減らすため、  
一度に多くの個体が食べたり  
飲んだりできる給餌器や飲水  
器の使用

4

## 【現場での実践例】 身体的、熱の不快感からの自由 恐怖及び苦悩からの自由

- 夏場の暑熱対策や冬期の寒冷対策を、畜種ごとの特性や月齢に応じて取ることが大切。
- 家畜を驚かせたりしないよう動物の取扱いを把握することが大切。

### 具体例



ミストの噴霧と換気扇による  
畜舎の冷却



保温性に優れたジャケットを  
着た子牛



自動換気装置による  
温度などの管理



ガストーブによる  
ひよこの保温



牛が逃走を開始する  
距離を事前把握

5

## 【現場での実践例】 苦痛、傷害及び疾病からの自由 通常の行動様式を発現する自由

- 畜舎の設計に際しては、家畜の行動様式に配慮するとともに、換気量の十分な確保や畜種の習性に応じた十分な光量の確保、清潔さを保てる材質の選択などが大切。
- 家畜の行動を日々観察することによって施設の問題を把握し、対策を講じていくことが大切。

### 具体例



天井からの採光や換気扇の設置



おがくずを床に敷いて、清潔さが保たれている畜舎



搾乳ロボットにより乳が張れば、牛が自ら行動し、乳房炎を予防



センサーによる行動観察



バンスクレーパーによる適時の除糞

6

## 2 アニマルウェルフェアに関する国際基準について

# 国際獣疫事務局 (WOAH) について

(WOAH: World Organisation for Animal Health)

WOAHは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。

主な活動は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性 (AMR) 対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。

世界貿易機構 (WTO) の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

**本部所在地** : フランス・パリ

**設立年月日** : 1924年 (大正13年) 1月25日

**日本の加盟年月日** : 1930年 (昭和5年) 1月28日

**加盟国数** : 182か国・地域 (2023年3月現在)

**事務局長** : モニック・エロワ (2016年1月就任、フランス出身)

**組織** : 総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター (リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター) から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



## WOAHコード (陸生動物衛生規約)

➤ WOAHCコードは、国際貿易、衛生措置及びアニマルウェルフェアの国際基準であり、加盟国が国内規制を検討する際に参照されるべきとされている。

### 第1巻: 一般規定

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 疾病の予防及び防疫

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 **アニマルウェルフェア**

### 第2巻: WOAHCリスト疾病に対する勧告

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部～15部  
鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚の疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
<b>第7.3章</b>	<b>動物の陸路輸送</b>
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
<b>第7.6章</b>	<b>疾病の管理を目的とした動物の殺処分</b>
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
<b>第7.9章</b>	<b>アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム</b>
<b>第7.10章</b>	<b>アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム</b>
<b>第7.11章</b>	<b>アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム</b>
<b>第7.12章</b>	<b>役用馬のウェルフェア</b>
<b>第7.13章</b>	<b>アニマルウェルフェアと豚の生産システム</b>
第7.14章	革、肉その他の製品ののための虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については、令和3年5月のWOAH総会における投票の結果、採択されなかった。

- 採卵鶏については、令和3年5月のWOAH総会において、バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める案が提案されたが、賛否両論あり非採択となった。
- 令和4年以降のWOAH総会においても、これまでに新たな案の提出はなされていない。

## 令和3年5月のWOAH総会に提案されたコード案

- ・バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める。
- ・砂浴びの区域、ついでみの区域、営巣の区域、止まり木を設置する場合の留意事項を示す。

## 加盟国の意見

**アイルランド**  
(EU27カ国を代表)

止まり木等について「望ましい」では**不十分**であり、支持できない。

**日本**

案を支持。

**米国**

案を支持。  
多くの国が懸念を示す止まり木等の「望ましい」との表現を削除

**チリ**

一部の提案は、すべての生産システムに適応可能な内容になっておらず、生産体制の変更を強制するような内容になっていることから、**修正すべき**。

**セネガル**  
(アフリカ地域53カ国を代表)

案を支持。

**NZ**

止まり木等について「望ましい」では不十分であり、「設置すべき」との修正が望ましく**棄権する意向**。

**英国**

止まり木等の強く動機づけられた行動の実現が十分確保されていない懸念はあるが、すべての国が直ちに組み込むことは困難であることは事実であり**案は支持**。

**カナダ**

案を支持。  
軽微な修正で採択されるのであれば、修正は受け入れる。

2/3の支持が得られず、不採択となった。

## 3 アニマルウェルフェアに関する国の新たな指針について

# アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

## これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を发出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、WOAHコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



## 新たな指針の考え方

- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード(採卵鶏はその案)に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、WOAHコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の发出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

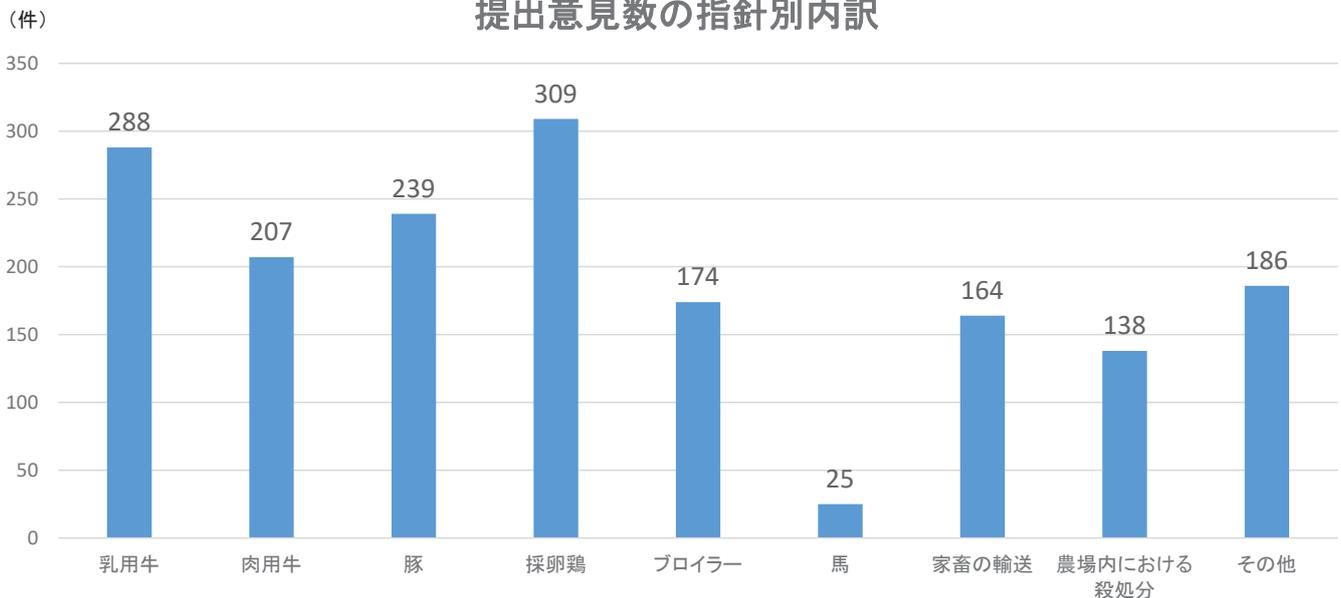
【指針の種類】 乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、家畜の輸送、農場内における安楽死(8種類)

12

## 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)についての パブリックコメントの結果概要

- 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)について、令和4年5月23日～6月21日の1か月間、パブリックコメントを実施。
- **1,730件の意見等の提出**があり、内訳は、**採卵鶏が309件(18%)**で最も意見の提出数が多く、次いで**乳用牛が288件(17%)**、**豚が239件(14%)**、**肉用牛が207件(12%)**との順であった。

### 提出意見数の指針別内訳



13

## 指針(案)への意見等を踏まえた指針横断的な修正方針

- 指針は、生産者のみならず、国民の皆様にご理解頂きたいことから、記述内容の統一を図れる事項は統一し、各畜種固有の事情がある事項はその旨が分かるよう整理しました。
- 「WOAHコードにおいて“should”で記載されている事項」は、原則全て【実施が推奨される事項】に記述することとしました。
- 「測定指標」は、「参考」としていましたが、指針の構成項目であることを明らかにするため、タイトルから「参考」を削除し、他の項目と同列扱いであることが分かるようにすることとしました。
- 「1頭又は1羽当たりの飼養スペース」に関する記述は、WOAHコードに記載がないため、Q&Aに参考文献等を示すこととし、指針から削除しました。
- 「各飼養方式のメリットとデメリット」は、WOAHコードに記載がある場合のみ指針に記述し、それ以外は、Q&Aにファクトベースの記載を記述することとしました。
- チェックリストは、指針における各事項の進捗状況を農家が自ら確認するツールであること等から、指針から削除し、別途HPへ掲載することとしました。
- 「殺処分」との用語は、既存の公文書の引用や法律等に基づく行為について用いることとし、農場では動物の命を大切に扱って頂きたいことから、「安楽死」という用語を用いることとしました。

14

## 乳用牛の飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

### 主な意見

- 除角
  - WOAHCコードでは、摘芽を実施する場合は、麻酔及び無痛法の使用が強く推奨されている。このため、除角する場合は、常に麻酔及び無痛法を使用するよう追記すべき。
- 断尾
  - 断尾は禁止すべき。搾乳時に邪魔だからという人間本位な理由で体の一部を切断することを認めるべきではない。
- 飼養方式
  - スタンションの使用を禁止すべき。
  - 【将来的な実施が推奨される事項】に、「搾乳牛を24時間常時繋ぎ飼いにしてはいけない」と記載すべき。
- 「繋ぎ飼いで飼われている牛は、運動が十分にできるようにする」と記載されているが、周辺環境や農場の広さ等により、運動させることができない農場があることを留意すべき。

### 指針での対応

- 除角
  - 除角によるストレスが少ない角が未発達な時期(遅くとも生後2か月以内)に除角する場合は、「獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される」、角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合は、「常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う」と追記することとしました。
- 断尾
  - 指針(案)の「断尾は実施しない」との記載を一部修正し、「牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、断尾は行わない」と記述することとしました。
- 飼養方式
  - WOAHCコードでは、繋ぎ飼い自体は否定されていません。しかし、指針(案)の記載を一部修正し、「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、最低限、妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする」と記述することとしました。また、併せて、指針(案)の「繋ぎ飼いで飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする」との記載を引き続き記述することとしました。
  - Q&Aにおいて、「運動場のない牛舎では、例えば週1回、牛舎内の利用可能なスペースを活用して牛の運動の時間を確保する」等と記述し、まずは出来る取組から始めていただき、徐々に改善していただくよう生産者をお願いすることとしました。

15

## 肉用牛の飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

### 主な意見

- 除角
  - 乳用牛のWOAHコードを参照し、「摘芽を実施する場合は、麻酔及び無痛法の使用が、強く推奨される」を追記すべき。
- 断尾
  - 乳用牛の指針(案)と異なり、断尾に関する記述がないため、肉用牛では断尾が許容されるとの誤解を生じさせる可能性がある。
- 去勢
  - 去勢は麻酔を使用して行うべき。
- 鼻環
  - 鼻環は鼻に痛みを与えて牛を制御する器具であり、アニマルウェルフェア上使ってはならないことを明記すべき。
- 飼養方式
  - 「拘束飼育はアニマルウェルフェア上の問題につながるため廃止が必要である。」を追記すべき。

### 指針での対応

- 除角
  - 肉用牛に加え乳用牛のWOAHコードも参照し、除角によるストレスが少ない角が未発達な時期(遅くとも生後2か月以内)に除角する場合は、「獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される」と追記し、角が発達し頭蓋骨に付着した後に除角する場合は、「獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される」と追記することとしました。
- 断尾
  - 我が国の肉用牛はほとんど断尾されないため、指針(案)に記述しませんでした。乳用牛と同様に、「断尾は行わない」と追記することとしました。
- 去勢
  - WOAHCコードを参照し、「可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法及び時期について獣医師の指導を求め、(中略)3か月齢を超える牛を去勢する場合、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う」と記述することとしました。
- 鼻環
  - WOAHCコードでは、鼻環に関する記載はありませんが、指針(案)の「鼻環を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を生じさせないよう、素早く適切な位置に装着する」、「鼻環を装着した後は、過度に捻る等の不適切な使用はせず、誤って柵等に鼻環を引っかけて牛が損傷しないよう注意する」との記載を引き続き記述することとしました。
- 飼養方式
  - WOAHCコードでは、繋ぎ飼いは否定されていません。しかし、指針(案)の「繋ぎ飼いで飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする」との記載を引き続き記述することとしました。

16

## 家畜の輸送に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

### 主な意見

- 家畜の輸送に携わる者の責務
  - WOAHCコードに従い、「動物取扱者は、家畜の取扱いと移動に関して適切な訓練を受け、各々の責任に見合った経験と能力があり、また動物の行動パターンを知っており、実行すべき職務に必要な根本的な原則を理解していること」を追記すべき。
- 給餌・給水・休息
  - 「長時間の輸送の場合は、適切に給餌・給水・休息をとることができるようにする」と記載されているが、短時間でも、適切な給餌・給水・休息は必ず義務化すべき。
- 清掃・消毒
  - 「家畜の輸送に用いる車両・コンテナ・船舶等の家畜と接触する部分については、家畜輸送後に(中略)掃除、洗浄及び消毒を行い、清潔に保つ」と記載されているが、清掃等の責任者を追記すべき。
  - 車両等の清掃等のための場所を「新たに」設ける必要がないと分かるよう、記載の内容を工夫すべき。
- 収容スペース
  - WOAHCコードに従い、「家畜は、頭を冷やせる適切な頭上スペースがあることから、恩恵を受ける」を追記すべき。

### 指針での対応

- 家畜の輸送に携わる者の責務
  - WOAHCコードの記載を踏まえ、「家畜取扱責任者は、(中略)家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ」を追記することとしました。
- 給餌・給水・休息
  - WOAHCコードの記載を踏まえ、指針(案)の「給餌、給水及び休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する」との記載を引き続き記述することとしました。
- 清掃・消毒
  - 清掃等の責任者は、輸送行程により異なることが想定されるため、一律な記載は記述しないこととしました。
  - 敷地内や近隣に車両等の清掃等を行う適切な場所がない場合は、新たに清掃等のための場所を設けていただく必要があることから、指針(案)の「輸送に用いた車両、コンテナ及び船舶等の清掃、洗浄、消毒が行える場所を設ける」との記載を引き続き記述することとしました。
- 収容スペース
  - WOAHCコードでは、当該記載は研究中(under study)と位置付けられていることから、記述しないこととしました。

17

## 家畜の農場内における殺処分に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

### 主な意見

- 農場内における家畜の殺処分に携わる者の責務
- WOAHコードに従い、「実施者は効果的な意識喪失や殺処分を通じて、動物の人道的殺処分を確保するものとする」を追記すべき。
- 法令に準拠した殺処分の方法の実施
- 用いてはいけない方法を明記し、これらの方法が社会的に容認されている通常の方法ではないことを十分に理解すべきである旨を追記すべき。
- 逆性石鹼や消毒薬といった、安楽死用ではない薬剤は動物の殺処分に使用すべきではない。
- 家畜の意識を喪失させる方法
- 力のない女性や適切な訓練を受けていない者では、鶏の頸椎脱臼は難しいため、電気機器を用いた意識喪失方法について追記すべき。
- 家畜の殺処分方法
- 銃弾を用いた安楽死は日本では難しいが、家畜銃のような産業銃は法的に可能なはず。

### 指針での対応

- 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務
- WOAHコードの記載を踏まえ、「実施者は、(中略)効果的な方法を用いて適切に意識喪失及び安楽死させられるよう」を追記することとしました。
- 法令に準拠した安楽死の方法の実施
- 指針(案)の「『動物の殺処分方法に関する指針(総理府告示)』には、(中略)社会的に容認されている通常の方法によること』とされており、アニマルウェルフェアの観点からもこれを遵守する必要がある」との記載を引き続き記述することとしました。また、WOAHコードの記載を踏まえ、通常安楽死の方法について、具体的な方法を追記することとしました。
- 農林水産省として、薬物の適切な使用を含め、農場内における適切な安楽死を推進しているところであり、WOAHコードの記載を踏まえ、致死薬物を用いた安楽死の方法を掲載することとしました。
- 家畜の意識を喪失させる方法
- WOAHコードの記載を踏まえ、家きんに対する電氣的意識喪失法と頸椎脱臼の併用を付録Ⅱに掲載することとしました。
- 家畜の安楽死方法
- 銃砲刀剣所持等取締法により、農場内で家畜を安楽死させる目的で殺銃を所持することは禁止されています。

18

## 「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

19

# 「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1 管理方法

### 【実施が推奨される事項】

- 除角は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、角が未発達な時期(生後2か月以内)に行う。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。
- 断尾は、牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、行わない。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 搾乳作業は静かで思いやりのある方法で行う。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

## 第2 栄養

### 【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

## 第3 牛舎

### 【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼いで飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- カウトレーナーを使用する場合、適切な方法で設置し、使用する。
- フリーストール牛舎の場合、少なくとも1頭当たり1牛床を準備する。
- ミルキングパーラー、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起が無いよう、設計し、管理する。

## 第4 牛舎の環境

### 【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に、常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

## 第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

## 第6 乳用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

20

## 家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&A (各論:乳用牛の抜粋)

1. 除角の項目において、「実施の時期は、(中略)遅くとも生後2か月以内とし、確実に保定した上で処置する。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。」とありますが、2か月齢を超える場合の除角には、常に麻酔を使用しなければいけませんか。現場で獣医師が不足する中、除角のために獣医師を呼ぶことができませんが、2か月齢を超えた場合は、どう対応すればよいのですか

牛では、2か月齢を超えると角が頭蓋骨に付着し、除角による牛へのストレスが大きくなるため、常に獣医師による麻酔薬を使用してください。

獣医師の確保が難しい場合には、角カバーの装着や角先の研磨などの代替方法を検討してください。

2. 断尾を禁止されると搾乳作業に従事する者がケガをするおそれがありますが、どう対応すればよいのですか。

WOAHコードにおける乳用牛のアニマルウェルフェアの国際基準では、害虫を追い払うことができなくなり、牛がストレスを感じることや、牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、断尾を行うことが推奨されないと明記されていること、代替法としての尾毛の刈り取りが「should」で記載されていることを受け、本指針では、【実施が推奨される事項】にその旨記述しています。

搾乳作業に従事する方がケガをするおそれを回避するためには、尾房のトリミングや搾乳時にひもを使って尾を固定する等の対応を検討してください。

3. 繁殖の項目において、「未経産牛は、出産時の母子の健康やより良いアニマルウェルフェアを確保するために十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。」とありますが、我が国の乳用牛において一般的に成熟したと判断できる月齢はどれくらいですか。

我が国で飼養されている乳用牛の主要な品種であるホルスタイン種においては、通常、初発情が示されるのは8か月齢以降とされており、また、初発情時の体重は260kg前後、体高は115cm前後とされ、各個体における初発情の月齢にかかわらずほぼ一定です。

初産種付けの開始基準については、「日本飼養標準—乳牛」では、14～15か月齢以降、体重350kg、体高125cm程度が目標とされています。(出典:「日本飼養標準(乳牛)2017年版」)

## 家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&A（各論：乳用牛の抜粋）

### 4. 牛舎が狭く、分娩区域を設置するスペースがありませんが、どう対応すればよいですか。

本指針は、牛舎を建て増しすること等により、新たに分娩区域や分娩房を設けることを求めるものではありません。例えば、牛舎内の休憩室の近くや入口の近くに分娩前の牛を繋ぐようにするなど、人による監視が行いやすいように工夫し、分娩に伴う事故の防止に努めてください。

### 5. 母子分離及び離乳の項目において、「同体格の牛で群飼する」とありますが、群飼できない場合、どう対応すればよいですか。

本指針は、育成牛を同体格の牛で群飼するために、新たに育成牛舎を設けることを求めるものではありません。例えば、育成牛は互いに姿が見えるように配慮することにより、一つのまとまりとして飼養するなど、群飼と同様の社会性を獲得できるような飼養管理に努めてください。

### 6. 乳用牛の飼養方式には、繋ぎ飼い方式、放し飼い方式、放牧方式等がありますが、それぞれどのような特徴があるのですか。

乳用牛の飼養方式には、大きく分けて「繋ぎ飼い方式」、「放し飼い方式」及び「放牧方式」があります。

**繋ぎ飼い方式**は、スタンション、チェーン又はロープ等で牛を係留して飼養する方法であり、特徴として、牛の能力や状態に合わせた個体管理を行いやすい、個別の牛床に係留されていることから牛同士の闘争や競合が少ないなどのメリットがある一方、行動や運動が制約されることにより、運動不足に起因する関節炎や睡眠不足になりやすいなどのデメリットがあります。また、スタンションでの係留に比べ、チェーン又はロープ等で牛を係留するタイストールの方が牛の行動に対する制約は少ないため、チェーンやロープでの係留は、アニマルウェルフェアの改善につながります。

**放し飼い方式**は、ある広さの囲いの中に、牛を係留せずに放して飼養する方法であり、特徴として、牛の社会行動や運動に対する制約が少ないというメリットがある一方、飼料の摂取量等のきめ細やかな個体管理を行うことが難しいというデメリットがあります。

**放牧方式**は、草地等に牛を放して直接採食させる方法であり、特徴として、牛の行動に対する制約が少なく、「通常の行動様式を発現する自由」が満たされやすい、蹄の正常な状態が保たれやすい、自由に飼料を採食できるため、競合によるストレスが軽減される、適度な運動により繁殖性が改善される、運動によって筋肉や骨格が鍛えられ、しっかりした肢蹄の形成が促進される、日光を浴びることによりビタミンDの形成が促されるなどのメリットがある一方、飼料の摂取量等のきめ細やかな個体管理を行うことが難しい、放牧地の石等による蹄の損傷や、害虫によるストレスの増加、ダニが媒介するピロプラズマ症の感染等の危険性がある、直射日光による放射熱や風雨等の影響を受けやすい、飼養密度は利用可能な飼料及び給水並びに牧草の質に依存して決まるというデメリットがあります。

上記のとおり、各飼養方式には、アニマルウェルフェア上のメリット・デメリットがあり、現状では科学的に優劣を判断するのは困難です。重要なことは、各農場において、本指針により示された飼養管理に係る具体的な取組を、自らが選択した飼養方式に合った形で進め、良好なアニマルウェルフェアの水準を確保するよう努めることです。

22

## 家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&A（各論：乳用牛の抜粋）

### 7. 飼養方式の項目において、「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。」とありますが、土地の制約があり運動をさせることが難しい場合などは、どう対応すればよいのですか。

WOAHコードにおける乳用牛のアニマルウェルフェアの国際基準では、「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする」と記載されていますが、その具体的な手法については記載がありません。

このため、現在運動場がある場合はこれを活用していただき、運動場がない場合は牛舎内の利用可能なスペースを活用し、例えば1週間に一度など定期的となるよう順番に飼養している牛に運動の時間を提供するなど、それぞれの経営内で工夫して、運動の機会を確保するよう努めてください。

### 8. 牛舎の飼養空間の項目において、目安となる飼養面積等が示されていませんが、乳用牛における適切な飼養空間の目安を教えてください。

乳用牛の飼養空間について、OIEコードにおける乳用牛のアニマルウェルフェアの国際基準では、具体的な面積の目安は示されていません。以下の情報も参考に、体格や月齢も踏まえ、飼養空間を設定してください。

●必要面積(㎡)＝係数a×体重(kg)<sup>0.67</sup>で算出した1頭を収容できる必要最小面積の目安

体重(kg)	立位時(a=0.019)(㎡)	横臥時(a=0.047)(㎡)
100	0.42	1.03
200	0.66	1.64
300	0.87	2.15
400	1.05	2.60
500	1.22	3.02
600	1.38	3.42

(a:EUで用いられている係数)

●育成牛1頭当たりに必要な面積例(群飼の場合)  
(出典：農林水産省「草地開発整備事業計画設計基準」)

月齢	体重(kg)	1頭当たりの牛房面積(㎡)	1頭当たりの牛舎面積(㎡)
		集団哺育 2.0~3.6	2.00~6.00
3~5	86~158	3.65	3.65~6.50
6~8	158~225	3.80	3.80~7.00
9~12	225~293	3.95	3.95~8.00
13~15	293~360	4.50	4.50~9.50
16~24	360~540	5.50	5.50~9.50

注：牛舎面積は、牛房面積に共有空間である給餌通路、飼料調製室などの空間を加えている。

1頭当たりの牛房面積には採食通路を含まない。

23

## 「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

### 第1 管理方法

#### 【実施が推奨される事項】

- 除角と去勢を行う際は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、
  - 除角は角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施し、それ以降は常に麻酔薬等を使用。
  - 去勢は生後3か月以内に実施し、それ以降は必要と判断された場合は麻酔薬等を使用。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

### 第2 栄養

#### 【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 脂肪交雑を高めるため、ビタミンAの給与量を制御する場合、「日本飼養標準」等を参照し、栄養の適切な給与に注意する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

### 第3 牛舎

#### 【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- 放し飼い方式では、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察するとともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。
- 追い込み柵、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起がないよう設計し、管理する。

### 第4 牛舎の環境

#### 【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

### 第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

#### 【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

### 第6 肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

24

## 「家畜の輸送に関する技術的な指針」の概要

### 第1 家畜の輸送に関する基本事項

#### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取扱い、責任を果たす。
- 家畜の輸送中は、家畜取扱責任者を置き、管理者又は運転手等がこれを務める。
- 輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする。
- 輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。

### 第2 輸送の準備

#### 【実施が推奨される事項】

- 輸送する家畜の管理、積込み及び積下ろしの場所や予定時刻等を含んだ輸送行程計画を作成する。
- 輸送前に全ての家畜の健康状態や損傷の有無等を確認し、輸送が過度な負担にならないかなど輸送への適合性を判断する。

### 第3 輸送する家畜の管理方法

#### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の積込み及び積下ろしの際、家畜の嫌がる取扱いは避け、十分な時間を確保して作業する。
- 長時間の輸送の場合は、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに休息を与えるようにする。
- 輸送中の家畜の状況を定期的に観察する。

### 第4 輸送中の環境

#### 【実施が推奨される事項】

- 家畜にとって暑すぎる場合は、直射日光を防ぐ等の暑熱対策を、寒すぎる場合は、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる。
- 輸送中の騒音は、可能な限り小さくし、家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。

### 第5 輸送のための施設等の構造

#### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に使用する車両等は輸送する家畜に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能なものとする。

### 第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

#### 【実施が推奨される事項】

- 天候悪化等による遅延や車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康等への悪影響を可能な限り小さくするため、危機管理マニュアル等を作成する。

### 第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標

- 家畜の輸送に関わる全ての者が、輸送の責任を果たすための測定指標として列挙。

25

# 「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の概要

\* 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われる。

## 第1 本指針の範囲

- 本指針は、農場内における通常の安楽死の方法等について「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」を補完する。

## 第2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務

### 【実施が推奨される事項】

- 実施者は、安楽死をさせる際に家畜に不要なストレスを与えないため、家畜の身体的構造等の必要な知識及び技術を習得する。
- 実施者は、安楽死をさせる際、自らの安全も考慮して、家畜の保定や安楽死等の作業を行う。

## 第3 農場内における家畜の安楽死計画

- 農場内における安楽死計画を作成する際のポイントを列挙。

## 第4 家畜の取扱い

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに安楽死させる。

- 安楽死の対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は丁寧に扱うとともに、最低限の移動となるように注意する。

## 第5 防疫管理等への配慮

### 【実施が推奨される事項】

- 安楽死は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理に配慮した方法で行う。
- 安楽死の実施場所や方法は、周辺地域に影響を及ぼさないように注意するとともに、死体の保管や処理方法を、あらかじめ決めておく。

## 第6 安楽死の手順

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜を安楽死させる場合、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる。
- 家畜の安楽死の方法として、頸椎脱臼、頭部切断、放血、致死薬物の投与等の方法がある。
- 家畜の農場内における安楽死の方法は、畜種や農場の設備等によって適切な方法が異なることから、それぞれの農場に適した方法を選択する。

26

## 新たな飼養管理指針及び関連資料の掲載場所



### ● 農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

・新たな指針本体、Q&A、チェックリスト等を掲載

### ● (公社)畜産技術協会ホームページ

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

・これまでの指針、現場で取り組む際の参考となる資料等を掲載

### ● WOAHCコード(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/>

### ● 採卵鶏のWOAH事務局案(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/event/88th-general-session-of-the-world-assembly-of-oie-delegates/#ui-id-3>

・SG/12CS1Aの93ページから記載があります。